

3. 業務の運営に関する規程

事業所名：株式会社アイクリエーション

有料職業紹介事業許可番号：13-ユ-307938

第1 求人

1. 当事業所は、国内全職種に関する限り、いかなる求人の申込みについてもこれを受理します。ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合、賃金、労働時間その他の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当である場合その他法令に定める場合には、求人の申込みを受理しないことがあります。
2. 求人の申込みは、求人者またはその代理人が、所定の方法によりお申込みください。
3. 求人の申込みに際しては、業務内容、賃金、労働時間その他の雇用条件を、書面、電子メールその他法令により認められた方法により明示してください。
4. 求人受付の際には、別途定める手数料表に基づき事務費用を申し受けます。一旦申し受けた求人受付時の事務費用は、紹介の成否にかかわらず返還いたしません。

第2 求職

1. 当事業所は、国内全職種に関する限り、いかなる求職の申込みについてもこれを受理します。ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合には、受理しないことがあります。
2. 求職の申込みは、本人から所定の方法によりお申込みください。
3. 常に、日雇的または臨時的な労働に従事することを希望される方については、当事業所に特別の登録をしていただき、別に定める登録証の提示によって求職申込みの手続きを省略することがあります。

第3 紹介

1. 求職者の方には、職業安定法に規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう、適切な職業紹介に努めます。
2. 求人者の方には、その希望に適合する求職者を紹介するよう努めます。
3. 職業紹介に際しては、求職者の方に、紹介する求人について、従事すべき業務の内容、賃金、労働時間その他の雇用条件を書面、電子メールその他法令により認められた方法により明示します。
4. 求職者を求人者に紹介する場合には、当事業所所定の方法により紹介を行います。
5. いったん求人・求職の申込みを受けた以上、責任をもって紹介に努めます。

6. 当事業所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業または作業閉鎖の行われている間は、求人者に紹介を行いません。

7. 就職が決定した場合には、求人者から別途定める手数料表に基づき紹介手数料を申し受けます。

第4 手数料

当事業所が申し受ける手数料については、別途掲載する「手数料表」に定めます。手数料の負担者は求人者とします。

第5 返戻金制度

当事業所は、職業紹介に係る返戻金制度を設けておりません。

第6 個人情報の取扱い

当事業所は、求人者および求職者から知り得た個人情報について、職業安定法、個人情報の保護に関する法律その他関係法令に基づき、適正に取り扱います。

第7 苦情の処理

当事業所は、職業安定機関その他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等から苦情があった場合には、迅速かつ適切に対応します。

第8 雇用関係成立等の報告

雇用関係が成立した場合には、求人者・求職者双方から当事業所にその旨をご報告ください。また、紹介を行ったにもかかわらず雇用関係が成立しなかった場合についても、必要に応じてその旨をご報告いただく場合があります。

第9 差別的取扱いの禁止

当事業所は、求人者または求職者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として、差別的な取扱いを行いません。

第10 その他

当事業所の取扱職種の範囲等は、国内全職種とします。

当事業所の業務は、職業安定法その他関係法令および関係通達等に基づいて運営します。

ご不明な点については、当事業所までお問い合わせください。